

地方自治体と社会福祉機構の必要

社会福祉提言委員会

1951年の社会福祉事業法から半世紀ぶりに、2000年に新しい社会福祉法が施行された。同年の介護保険法の施行、さらに2006年障害者自立支援法が施行されて、戦後の社会福祉体制は大きく変革された。

しかし、基本的なところで、改革の残された課題がいくつかある。その一つが市町村における福祉体制の不備である。

新旧二つの福祉法を比べてみて、きわだった違いの一つは、新しい法制では社会福祉事業における公的責任の所在が曖昧になったことである。

旧法で冒頭第四条に規定されていた公的責任としての福祉事業の経営責任の規定が60条に下げられ、代わって「地域福祉」という地域住民、地域社会の役割と責任が規定された。

2000年の地方分権一括法では、社会福祉は、自治事務という位置づけになった。介護保険法はもとより、その他の福祉法制でも社会福祉は、そのほとんどを地方自治体、それも市町村が実施責任を担うことになっている。

しかし、旧法で福祉事務所や社会福祉主事を法制した時代に比べて、今回は福祉の責任は市町村の自治事務と
いいながら、この市町村が21世紀の福祉行政をどのように担うのかという福祉機構については、なにも新たな提
案がないのは、どうしたことだろうか。



介護保険事業計画を策定したり、地域福祉計画を策定したりすることは一般行政事務の範囲としても、窓口で児童虐待の相談をうけたりする児童福祉法の運用あるいは要介護認定審査会の運営や障害者自立支援法の障害程度区分の認定など、個別具体的な専門性を要求される業務については社会福祉の専門職が必要である。

具体的には、保健師と協働する社会福祉士や精神保健福祉士の一定数が、人口規模に応じて配置されるべきではないのだろうか。年度末まで土木や税務にいた公務員が人事異動で4月から福祉を担当するというこれまでのやりかたは限界にきている。

社会福祉基礎構造改革といいながら肝心要のところ、福祉を真に実現する仕組みがかけているのではないだろうか。

福祉事務所に代わりすべての市町村に福祉専門職の配置を義務づけた「総合保健福祉支援センター」(仮称)を設置して、高齢者の相談はもとより、障害者、児童家庭、低所得者も含め文字通り地域を包括する福祉全体の支援センターを社会福祉法で規定すべきである。

医療は、保険証一枚があれば地域の診療所または病院を選んで自由に治療が受けられる。

一方、社会福祉は、相談窓口だけでも都道府県の児童相談所にはじまり、福祉事務所、介護事業所、地域包括支援センター、市町村の各課など、縦割り行政で、あまりにも複雑すぎる。市町村の窓口で専門職を配置して総合的な相談の出来る体制を早急に整備しなければならない。

(日本ソーシャルワーカー協会会報 No.48 2007年4月に掲載)

